

○創価大学通信教育部における面接授業及び通信授業試験の休講及び中止等の措置に関する内規
(趣旨)

第1条 この内規は創価大学通信教育部(以下「通信教育部」という。)における面接授業及び通信授業試験(以下「科目試験」という。)の休講または中止等の措置(以下、「休講等の措置」という。)について定める。

(交通機関の運休による休講等の措置)

第2条 交通機関の運休による休講等の措置について次のとおり定める。

(1) 創価大学(以下「本学」という。)の校舎で実施する場合、JR東日本(八王子駅を中心とした首都圏)及び西東京バス(八王子駅より本学まで)が運休している場合もしくは計画運休が予定されている場合は、休講等の措置をとることがある。

(2) 本学の校舎に準ずる施設で実施する場合、1号に準じて検討し、休講等の措置をとることがある。

(台風・積雪等による休講等の措置)

第3条 台風・積雪等による面接授業等の休講等の措置について次のとおり定める。

(1) 本学の校舎で実施する面接授業等実施日で、多摩北部・多摩西部・多摩南部地方のいずれかに気象庁から「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」又は気象等に関する「特別警報」が発令されている場合は、休講等の措置をとることがある。

(2) 本学の校舎に準ずる施設で面接授業等を実施する場合、1号、2号に準じて検討し、休講等の措置をとることがある。

(通信回線等の社会インフラの不具合による休講等の措置)

第4条 通信回線を利用して実施する科目試験及びリアルタイムスクーリング等について、通信回線等の社会インフラの不具合が生じた場合は、休講等の措置をとることがある。

(感染症の感染拡大防止・罹患に伴う休講・出席停止等の措置)

第5条 学校保健安全法(昭和33年4月10日法律第56号)また関連する法令の定める感染症の拡大防止、感染症罹患への対応として、休講等の措置もしくは出席停止の措置をとることがある。

2 本条における感染症とは、学校保健安全法施行規則(昭和33年6月13日文部省令第18号)第18条に規定されたものとする。

3 前項に定める感染症に学生が罹患した場合もしくはその疑いがある場合は、スクーリングの受講について、出席停止措置を講じるものとする。なお、出席停止の措置を受けた場合、納入済のスクーリング受講料は全額返金するものとする。

(その他の休講等の措置)

第6条 第2条、第3条の定めその他、学生の登下校及び面接授業等実施施設への移動に困難と危険が伴うと判断した場合は休講等の措置をとることがある。

(休講等の措置の判断)

第7条 第2条、第3条による休講等の措置については、以下の時点で判断をする。

(1) 1時限・2時限の授業及び午前の科目試験は午前6時の時点

(2) 3時限以降の授業及び午後の科目試験は午前10時の時点

2 運休や天候の悪化等が予測される場合は、前項に定める時刻もしくは実施日以前に、休講等の措置を判断することがある。

3 第2条、第3条、第4条及び第5条による休講等の措置は、通信教育部長、大学事務局長及び通信教育部事務長の協議により判断する。

(休講等の措置の決定)

第8条 休講等の措置については、前条第3項の協議の結果を学長に具申し、学長の決定による。

(休講となった場合の代替措置)

第9条 面接授業及び科目試験が休講等となった場合、大学は可能な限り代替措置の実施に努めるものとする。ただし、代替措置が実施できない場合は、中止とする。

(休講等の措置の告知方法)

第10条 休講等の場合は、通信教育部のポータルサイト、ホームページ及び留守番電話による応答サービスで告知する。